

2024(令和6)年度 第2回古賀市人権施策審議会 議事録

日時:2024(令和6)年9月5日(木) 10時00分~11時15分
場所:古賀市役所 第二庁舎3階 302会議室

出席委員(7名)

会長	横田 昌宏	副会長	守田 義弘
委員	岩城 和代	委員	菊武 由美子
委員	岩城 和代	委員	園田 庄治
委員	井手 よし子		

事務局職員

市民部長	柴田 武巳
人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長	的野 いと
人権センター参事補佐兼男女共同参画・多様性推進係長	青柳 陽子
人権センター人権教育・啓発係業務主査	

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

おはようございます。ただいまから第2回古賀市人権施策審議会を開催いたします。本日はご多用の中、古賀市人権施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。進行役を務めます、人権センターの的野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、市民部長から挨拶を申し上げます。

(柴田部長)

みなさま、おはようございます。市民部長の柴田でございます。

本日は大変お忙しい中、第2回人権施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、前回の審議会では、「令和6年度実施計画(案)」に盛り込んだ各施策に対しまして、貴重なご意見等いただきまして重ねて御礼申し上げます。

本日の審議会では、委員のみなさまの知見に基づく、多様なご意見を反

映した答申をいただき、今後の人権課題に対する施策にいかしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

ありがとうございました。続きまして、人権施策審議会を代表して、横田会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(横田会長)

改めまして、おはようございます。皆さんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今回は皆さんから貴重な積極的なご意見等いただきましてありがとうございます。今日は、一番大きいのは答申の案を皆さんにご審議いただくということです。前回のご意見ご質問を踏まえまして、私と事務局の方で案を作らせていただいておりますので、今日はその件につきまして皆様にご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

横田会長、ありがとうございました。

次に、議事に移ります。その前に、お手元にお配りしております配付資料の確認をさせていただきます。

〔配付資料〕

- ① レジユメ
- ② 座席表(別紙1)
- ③ 議事録の修正について(別紙2)
- ④ 令和6年度第1回古賀市人権施策審議会議事録
- ⑤ 令和6年度年度答申書(案) 事前配付済

資料がお揃いでない、もしくは事前にお配りしたものを本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

資料はおそろいのようなので、このまま進めて参ります。

それでは、これより横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(横田会長)

それでは、レジユメに沿って議事を進めて参ります。

まず、(1)第1回審議会議事録(案)について事務局から説明をお願いします。

(人権センター業務主査)

お配りしている資料の別紙2をご覧ください。

議事録(案)につきまして、委員のみなさまからご意見を賜り、何点か修正がございました。修正前と修正後をそれぞれ記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。修正分を反映した議事録を本日配付しております。この内容で第一回人権施策審議会議事録確定と致しまして、横田会長、守田副会長に議事録署名人としてご署名いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(横田会長)

修正分の議事録につきまして、本日初めてみられたとのことで、少しお時間とりますのでそれぞれご確認お願い致します。

今いただきました議事録の内容でよろしいでしょうか。それでは、この内容で確定ということで、私と守田副会長で署名させていただきます。

続いて、(2)今年度の答申書(案)について、事務局から説明をお願いします。

(人権センター業務主査)

それでは、答申書(案)の内容について簡潔にご説明いたします。

はじめに、全体の概要としまして、第1回審議会における委員のみなさまのご意見をもとに、答申書の案を作成しています。今年度は、5項目記載しております。それぞれの項目について説明致します。

まず、1点目、2点目の項目につきましては、実施計画の記載内容に関するものになります。

1点目に関しましては、実施計画「はじめに」の部分の内容になりますが、「人権課題の解決について、国民一人ひとりの課題であるというより、国や地方公共団体の責務の方が割合が大きいいため、そのことを明確にするため、文書に書き込んでおいた方がよいのでは」とのご意見がありましたことより、このような記載にしております。

2点目に関しましては、えせ同和行為に関するものになります。「現在、古賀市においてえせ同和行為は発生しておらず、市にとっての課題でなくなっているのであれば、記載をなくしてもよいのでは」とのご意見があ

りましたことより、このような記載にしております。

3点目に関しましては、主に、性の多様性に関するご意見によるものになりますが、「自治体レベルで独自の人権擁護、人権保障政策を進めていく意味合いが高まっており、市として、この方向性をより強化する必要があるのでは。」とのご意見がありましたことより、このように記載しております。

4点目に関しましては、インターネットやSNSに関するご意見によるものになります。情報化社会の急速な進展に伴い、インターネットやSNS上において人権侵害につながる事象が顕在化する中、社会全体で、メディアリテラシー、情報リテラシーといったものを高めていく必要があるとのご意見がありましたことより、このように記載しております。

最後、5点目に関しましては、こどもの人権に関するものになります。昨年度、「こども基本法」が施行され、「こども計画」の策定がすすめられるなか、委員より、「今年度はこどもの人権を中心に考えるべき」とのご意見をいただきましたこと、および、「こども食堂」のように地域で子どもと共に育んでいくような取組を古賀市でも積極的にサポートしていただきたい」というようなご意見がありましたことより、このような記載にしております。

説明は以上になります。

(横田会長)

ありがとうございます。それでは、今から内容に関して、審議に移りたいと思います。

1点ずついかせていただきます。1点目のところですが、この実施計画の「はじめに」のところですが、実施計画(案)のちょうど真ん中ぐらいになります。が、「複雑化・多様化しているそれらの人権課題の解決は国民一人ひとりの課題でもあります」と言うところの記述に、「地方公共団体の責務」というのを追加してはどうかというような内容になりますがご意見いかがでしょうか。

(守田副会長)

これは前回私が言ったものですが、答申書の第1項目としてあげるべきなのかどうかと思います。基本的には、人権課題の解決は同和問題の解決のために不可欠であり、そういう経験を踏まえると、同対審答申では同和問題の解決は国及び地方公共団体の責務ということで、国民一人ひとりの取り組むべき課題というよりも、行政の責務という第一義的なものがあって、それを、強調した文章にした方がいいと思った次第なんですけど、前回の会議で、すぐ、そのようにしますということでしたので、ここでわざわざ指摘す

るような、いわゆる提言するようなものなのではないでしょうか。あえて書く必要があるのかご意見をいただきたいと思います。

(横田会長)

このことについて委員の皆さんからご意見いただきたいと思います。ただいま、守田委員からご発言がありましたが、「はじめに」のところに「国や地方公共団体の責務」という文言がありません。今もらっている実施計画(案)についての我々の審議でございますので、答申としてはやはり、書くべきでありますよということについては、答申してもいいのかなと思います。事務局は書きますということでおっしゃっていますけど、そのことに対して、この辺の文言は追加されてはいかがでしょうかというようなご意見はありますでしょうか。

(井手委員)

私はこのまま答申案の通りにいれた方がいいと思います。部落差別解消推進法に関する法律が施行されて、国が部落差別は今もあるということを認めました。部落差別は今もあるためにこの法律ができたということで、やはり、その解消に向けて取り組むのは国でもあって地方自治体でもあって、私たち個人でもあるんですけど、市の施策の中には、やはり自治体の責務はきちんと残した方が、より取組が進みやすいのではないかなと思いました。

(横田会長)

ありがとうございます。検討して実施するかしないかは市長の判断になりますが、審議会としては、追加してほしいということでこのまま答申書にのせる方向にしたいと思います。

ただ、1点目、少し文言がわかりにくいと思いますが、よい案はございますでしょうか。「はじめに」の真ん中、一段落目の終わりになります。「人権課題の解決は国や地方公共団体の責務であり、国民一人ひとりの課題である」という文を追加されたいという意見になります。

(瑞慶山委員)

実施計画の文言についての答申ということであれば、この1番の内容に、実施計画(案)の「はじめに」の部分であることを明示して、この箇所と特定したほうがよいのではないのでしょうか。要は、国や地方公共団体の責務

であるということが書かれている箇所が全体の中で他にもありますので、「はじめに」の部分について、国民一人ひとりの課題があるということに加えて、国や地方公共団体の責務でもある、そういったものを追加すべきじゃないかという趣旨で記載したらよいのではないのでしょうか。

(横田会長)

今、瑞慶山委員が言われた内容でよろしいでしょうか。「はじめに」の部分であるということ限定して、文言をここに入れた方がいいのではないかというご意見です。国や地方公共団体の責務という姿勢は確かに行政の中にもあるし、この実施計画(案)の中にもいくつか見つけられるのですが、「はじめに」の部分にそれが抜けているので、そこはちゃんと「はじめに」の部分に入れてほしいということで追記する方向でよろしいでしょうか。

では、2点目です。えせ同和行為についてご意見をお願いします。

(瑞慶山委員)

私は、このえせ同和行為について必ずしも詳しくやってるわけではないのですが、古賀市においてなくなったことは喜ばしいことだと思いますが、やはり全国的にまだ見られているという状況であれば、古賀市においても復活するという可能性も、無きにしもあらずではないかということを懸念しております。そういうことを考えますと、文言からなくしてほしいというところまで答申書に書くかどうかというのは、慎重になった方がいいかなというのを印象として持っているところです。以上です。

(守田委員)

えせ同和行為というのは、同和問題の解決を円滑に進める上で、非常に課題としてあると思います。えせ同和行為というイメージが、市民に与える同和問題に対する認識を歪めてしまう、いわゆる、きちんとした人権教育・同和教育の推進の阻害要因の1つであります。私どもが現役の時に市民啓発の場でやりとりしているところで、同和は怖いという要因として、糾弾とえせ同和行為という2つがあったわけですが、事業法がなくなって30年近くなるんですけども、それでも、一部の運動体ではない同和を名乗る人達から不当な要請要求があったり、あるいは企業にあったり、同和問題解決を後退させるような行為としてあったのが、福岡市でもそうなんです、この事業法がなくなって、えせ同和行為そのものが問題視される場面があまりなくなってきています。全国的にどうかというのは、私も詳しく承知しているわけ

ではないのですが、福岡市の同和行政に携わってきた者としては、そういう具体的な個別問題がほぼなくなっている中で、えせ同和行為どうのこうのと、今の状況の中であまり生じていない課題を文言にあげていくのは、人権啓発や人権教育を推進していく上での支障になる感覚がするので、今課題としてあれば当然なくてもいいだろうと思っておりますが、古賀市の状況としてはどうなのでしょうかということで、問題提起をさせていただきました。

(横田会長)

今審議いただいているのは、令和6年度1年間の実施計画についてです。皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、今現在、古賀市ではえせ同和行為は生じていないということです。それを記載しておくのか、今後、もし起こった時のために記載しておくのか、今年度は、もう今課題になっていなければ、今年度の課題に関しましては必ずしもいいのではないのかというご意見ですけれどもいかがでしょうか。

(園田委員)

「全国的にまだ存在している行為ではあるが」と記載されていますが、事務局の方で把握されていますか。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

近々の全国的な状況に関しましては、申し訳ございませんが、正確に把握はできておりません。

(横田会長)

古賀市ではどうなのでしょうか。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

古賀市では特に報告がないということと、法務省等に関しましては、まだえせ同和行為を排除するためということで、ホームページ等で注意喚起というのは行われている状況です。

(横田会長)

全国的にはどこかでおこっているので法務省がかいているのでしょうか。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

推測しかできない状態でございまして、具体事例については、申し訳ございませんが把握しておりません。

(岩城委員)

古賀市では問題が起きてないということですから、予防という意味で書くかどうかですね。全国的にはなかなかあるかないかというのを確定するというのは難しいと思います。ただ、書いたことによって、かえって、正しい問題解決の阻害要因になるということ为先ほどおっしゃっていましたが、それが非常に大きい要因だったら外してもいいかなとは思いますが、予防という意味で書いた方がいいのかなという、私の頭の中にも2つの考えがあって、皆さんの意見を伺いたいと思います。そもそも、えせ同和行為というのは、やり方がちょっとおかしいということで、えせ同和行為というような定義になっているのでしょうか。

(守田委員)

いわゆる事業法があって、同和对策特別措置法で、国策として同和問題の解決のための事業をいろいろ全国的に行ったわけです。国や地方公共団体の責務ということで事業をするので、事業をするにあたっては当事者とのやり取りをしないと、何が課題で、解決のためにどんな施策が必要なのかということをするために、行政がいろいろ当事者団体等とやり取りをしながら施策を進めていくわけです。その時に、不当な、いわゆる地区を名乗る、俺は同和の者だと名乗り、その背景が本当にそうなのかすらわからない。暴力団絡みであったりとか、建設、建築関係とかで不当な要求をするのに、同和を頭につけて言うことを聞かせようというのが「えせ同和行為」です。だから「えせ」となっているのですが、実際に被害があります。私も、もう何十年も前ですけど、そういう団体に恫喝的なやり取りをされながら、向き合ったこともあるのですが、それは福岡市の私の経験でも遠い昔のことで、企業は弱腰の部分があるんですけど、行政的にはもうはねつければ全然いいですよどこにでもというような感じでやり取りできるんですけど、問題が生じると煩わしいので、言うことを聞いたりする企業、民間のベースがあったりして、法務省がえせ同和に対する問題を投げかけた時期があるんです。実感としては、福岡県下においても、筑豊とか少しあるようには聞きますけど、福岡市はもうそういう話は聞かないし、福岡県下においてもほぼないと思います。ただ、そのえせ同和行為ということを強調することが同和问题啓発、人権啓

発に阻害要因となるのであれば、ことさら、取り上げて表現しなくてもいいのかなという問題意識です。ただ、あれば、えせ同和行為には毅然と立ち向かおうという市民意識を作らないと行政はもちろんそのようなことがやはり課題としてあると思うのですが、そうなれば、イメージ的には恐いということをややはり誘発しかねない問題なので、どうなのでしょうかとということです。

(横田会長)

先ほども言いましたけれど、今年度の実施計画(案)についての審議です。今古賀市として課題でなければ、今年度においては外してよいのではないのでしょうか。今守田委員がおっしゃったように、書くことによって、マイナスのイメージを持たれる方もいるでしょうが、恐いというイメージを広げる懸念もあります。今、古賀市にとって課題でなければ、今年度については外しなさいというより、文言をなくすことを検討されたいというような柔らかい書き方でうちとしては答申をしておこうかと思えます。最終的には、先ほども言いましたけど、市長が答申を受けた上で、答申を踏まえて最終的な判断はされると思えます。2点目は残す方向でよろしいのでしょうか。

(園田委員)

この答申書に載せるのであれば、少し気になっていたのですが、書き始めの「えせ同和行為」というのは括弧をつけた方がよいのではないかと思います。それともう一点、「全国的にはまだ存在している行為ではある」と書いてありますが、「行為」でいいのかなと思います。それから、全国的にはまだ存在していると記載がありますが、この10年以内ぐらいで実態があったとか、そういうことであるならば、確かに全国的には存在しているという気はします。法務省のホームページからなくなっていないということは、ゼロにはなっていない気はしますが、どこかではおこっているが身近ではないというようなことだと思います。

(横田会長)

今言われた通り、えせ同和行為について、福岡県とそして全国的にはまだ存在してる行為であるというのは、これは具体的な件数が手元にないのであれば、この文言を削除する方向でよいのではないのでしょうか。

それでは、次に進んでよろしいのでしょうか。3点目についてご意見を願います。3点目については、具体的には、先ほど事務局の方からの説明にもありました通り、性の多様性に関するご意見がいろいろ出ましたので、

そういう取組を古賀市の方で、結構、積極的に県内ではトップランナーでや
ってきておりますので、それを一層強化されるようにというところが内容には
なりません。

(守田副会長)

これを読んだだけでは、何を言おうとしているのかよくわからなかったの
ですが、今言われた「性の多様性に関する施策」とか、具体的なものを1つぐ
らいいれた方がよいのではないのでしょうか。

(横田会長)

具体的なところをいれるというご意見がでましたので、「高まるなか」の後
に、「性の多様性に関する施策など」という文言をいれる方向でよろしいでし
ょうか。

次は4点目になります。これについてのご意見をお願いします。

(菊武委員)

今、インターネットの安全教育とかそういうことをやっているのですが、ネ
ットいじめの問題は本当に身近なことになっていて、例えば、メールやLINE
で送る時に、はてなを付け忘れたばかりに違う意味にとられてしまって、一
斉に攻撃されるというような問題も起きているので、リテラシー教育とい
うのはとても大切なことだと思います。

あと、今、AIの活用が始まっているんですけど、これは、昨日偶然、AIで
発生した事象なんですけど、台風10号におけるボランティアセンターの立ち
上げについて調べてほしいということを仕事上でやっていたのですが、AI
がバーっと答えを出してくるんです。でも、それを見ていたら、福岡県設立
2024年10月5日とかなっているんですね。未来日なんです。未来のことを
言っているのだから、これは台風10号というキーワードに反応して過去の事例を
言っているのかなと思って、もう一度指示を出し直したのですが、それでや
り取りをしていたら、今度はAIの方が「すみません、未来のことについては
予測できません。」という風に言ってきて、最終的には、「自分の架空のこ
とを付与して回答したことをお詫び申し上げます。」みたいな、そういう回答に
なっていました。AIの活用などについても、この情報リテラシーではとても
大切ではないかと思っています。3行目のところですが、正しい情報を取得し、
それを判断できる、ここの教育というのがとても大切なのではないかと思
います。

(瑞慶山委員)

今のご意見も踏まえてなんですけれども、少し時代を先取りする観点で言いますと、SNSというものの横に、人工知能(AI)を入れてもいいかなという気はします。本当に1年単位でどんどん社会にAIが紛れ込んでいる時代になってきましたので、それに対するリテラシーが今後当然問題になってきますので、先進的に早めに取り組む古賀市という意味ではいれてもよいのではないかと思います。

(岩城委員)

私も4番はとても深刻だと思います。孫たちが小中学生になってスマホを持つようになって、LINEのグループに結構いろいろな人達が入っていて、激しい論争ではないですけど、私からみたらいじめですね。そういうのがあって、そのLINEからいじめられた子が外されて、その外された後、残ったLINEの中で、その子のことをいろいろ言う。こういうことって本当に怖いと思います。何か規制ができないのかなといつも思っています。

(横田会長)

学校でも、子ども達同士、水面下でやりとりが行われていたら、先生たちも把握しようがないですからね。

(園田委員)

今のお話ですが、20年以上前、子どもに携帯を持たせるか持たせないかという話がある頃から、実はその話はあるんです。そして、もう少し遡ったら、生徒同士でお手紙のやり取りをするというのは、その前の時代にあったんです。うちの子もそうだったのですが、ポケットいっぱいいろいろな手紙を授業中に回されたりもらったりしていたのですが、書いてある内容がひどいです。誰かの悪口を言ってつながるといった、そういう人間関係のつながり方をしていました。市長も言われていましたけど、自分に合わない主張に対してすごく攻撃的になる中身とか、子ども達がどうなのかよくわかりませんが、異質なものに対して排除するというようなことが、顔を見ずにできるというのが、先生が言われたように本当に怖いことなんですけど、もうそれはずっと前からあります。部落差別の問題ばかり、来日の朝鮮の方、あるいは外国籍の方に対しても、本当でないことを出して、自分が正義なんだみたいな感じで主張して、これをなんとかできないのかなと思います。その情報が出た時にそれを鵜呑みにするなというのを学校でも何らかの形で言

われると思うんですけれども、大人がそうではないじゃないですか。SNSとかインターネットのことだけ書いていますけど、極端な雑誌とか、マスコミとか、新聞とかも含めてですが、やはり、「これ本当なのか。」と思わないといけない時代になってきているというのが、恐ろしいと思います。だから、部落差別にしろ、外国人に対する差別にしろ、マイノリティの方に関する差別にしろ、解消されるようなことを何かやっていかないといけないのではないかというのを強く思っています。

(岩城委員)

過去の審議会で他の委員が話された内容が立派だったのでお伝えしたいのですが、世界的に見て日本は、風評被害で人権侵害に発展することが非常に多いということで、いろいろなものが証拠もなく拡散していく、そういう情報に触れた時に、どういう風に一人ひとりの人間が対応していかないといけないのかということ Lekチャーされたことがあります、情報を選別するというか、自分で確かめないですぐ飛びついて事実と思うというようなことはだめだということを、しっかり教育していかないといけないと思います。今、ひどい状況だと思います。

(横田会長)

前回も言いましたが、ネットを見ていると、過激な意見とかこれはおかしいという意見を信じてシェアをする、他の人に広めてしまう状況も結構見受けられますが、自分で判断すべきだと思います。私の個人的な意見ですが、言論の自由が保障されているのであれば、発言したことに対しては名前を出して責任をもちなさい、それだったらいいよと。自由に発言して、発言に対して責任を負わない、匿名で勝手に自分の気持ちとかをどんどん出している。これはどうかと思っています。ただ、発言者の特定とかIPアドレスの特定とかでどこから発言されたか特定しても、他の人がそのパソコンに侵入して、その人がまるで発信したようにすることだってあり得るので、もうそれだけで多分犯人が捕まっているわけではないと思います。

この4番のところですけど、先ほど、瑞慶山委員からの指摘がございましたが、「インターネットやSNS、人工知能(AI)の急速な発展により」ということで、AIを追加で入れたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、5点目に行きます。前回、「こども食堂」が一つの例として挙げられましたけれども、子どもに対する取組をしっかりと進めていただきたいということで、「こども食堂」というのは具体的な施策ですから、そういうところまで

は審議会では触れていませんけれども、内容としてはそういう意味での内容になります。

古賀市の子どもに対する施策は、福岡県内では割と進んでる方ではありますか。

(柴田市民部長)

進んでいる方だと思っております。市長が子どもに対する取組について率先してやりたいということで、取り組んでおります。

(横田会長)

でも、ただ、ここに書いておりましたように、市だけですべてやれることではないので、地域やいろんな団体と連携しながら力をかりながらしっかりやっていきたいということで、5点目はよろしいでしょうか。

(井手委員)

今、子どもの居場所づくりなど、こども基本法に準じる形での施策が進められていると思うんですけど、ここに入れられるのか入れれないのかはちょっとわからないんですけど、当事者である子ども自身の声をちゃんと反映させるみたいな文言が何か入れれないかなと思います。全体的に何かやはり当事者の声をきちんと受け止めて施策は推進していくべきだと思うので、特に子どものことというのは、大人が決めてしまうじゃないですか。でも、子ども自身がやはりその困り感とか、そういうのをきちんと受け取って施策に反映していくことがやはり大事ではないかなと思うので、もしここに入れられるのであれば、「当事者、子ども自身の声を聞いてほしい」という文言を入れた方がいいのではないかと思います。

もちろん、基本的に、子どもの声を聞くというのを県もしているし、いろいろなところでもやられ始めているので、古賀市でも多分そういうことを考えられていると思うのですが、答申の中にきちんとその文言をうたってほしいと思います。全ての施策の中に当事者を置き去りにしないというのはやはり必要なのではないかと思います。

(横田会長)

「子どもの気持ちを大切に」とかいう言葉をいれましょうか。子どもの声を聴くというのは、確か私が知ってる限りでは、市長、教育長は小学生ですけども、学校給食を食べに行かれてて、その中で、やりとりをされていたと思

います。小学校と中学校にも行かれていたと思います。

(井手委員)

その下の、幼稚園、保育園はどうですか。

(柴田部長)

幼児から直接声を聞くというのはやっていないと思います。

(井手委員)

そうでしたら、幼児の声を代弁できる親、やはり、アドボカシーで子どもの声を伝える大人がたくさんいると思うんです。こども食堂を運営されている方だったりとか、本当に子どもの声を反映して届ける大人はいっぱいいると思うので、そこらへんに気を配るといえるのは必要ではないかと思えます。

(柴田市民部長)

担当部署でないので、直接的なお答えはしにくいですが、幼児の声を直接聞くというのは、やはり、今おっしゃったように代理が親となると思います。そうすると、親の意見になる気がしますがいかがでしょうか。

(井手委員)

極論を言うとそうなんですけど、親だけではないと思います。その子に関わる人はたくさん近くにいると思うので、そのような様々な人の声をきく、今はやはり子どもの声を代弁する大人はたくさんいると思うので、そのような人の声も反映させていく必要があるのではないかと思えます。本当にきつい子どもは声を上げれないんです。こども食堂に行ける子はまだいいと思えます。でも、行けない子はいないのかとか、そこは子ども同士の会話からキャッチするとか、やはりこう、関わる大人がどのような関わり方をするかで、ここに漏れている子どもがそこで見えてきたりとかすると思うので、今年、こども基本法でこども計画が策定されるので、そこはちょっとやはりやっていただけたら良いなと思えます。

(柴田部長)

小さなお子さんの親御さんに関わる機会として、でんでんむしがサンコスモの中にあったりするんですけど、要は、そういった意見の中から、人権に関するものが幼児の意見からひろえるかどうかというのは、ちょっとわかり

ません。

(井手委員)

言われてることはわかります。でも、やる必要があるのではないかと思います。

(柴田市民部長)

担当部署の方に、そういった機会をとれるかどうか、確認させていただければと思います。

(横田会長)

幼保連とかそういうところと、確か教育委員会は協議もしますし、もう今だいぶ数が少なくなっていると聞いていますが、PTCAとかからの要望があったりもしますので、子どもの意見が全然反映されてないということではないと思います。ただ、今委員がおっしゃられているのもわかります。幼児の声というのは、少しわかって声を出しているのか、それとも、いわゆる子どもだから思いつきで言っているのか、そこは最終的には大人が判断するべきかなと思います。そういう観点も入りますので、具体的に、子どもの声を聞くという具体的な表現ではなくて、もうちょっと違う表現でいって、それを見て市の方が、これはやっぱり当事者の声と言うのを、今も聞いているが、よりひろう必要があるとか、何か施策をする時に、その年齢の子どもたちの声が実際どうなかっていうのをやはり聞いておく必要があるんだということをして市の方が判断してくれればいいわけですから、なるべくならこの答申案については、具体的な限定した施策を答申するのではなく、それを含めたところの、もう少し緩やかな表現で答申をして、最終的には行政の方が我々の答申を受けて汲んでいただければいいのかなと思います。

ここの5番の書き方ですけど、実際にこども計画ができると、もう少し具体的なところはこども計画の中に反映されていくのではないかと思います。

(岩城委員)

確かに、子どもとか障がい者とか、いわゆる弱さを秘めた人の意見を当事者としていれていくということは、非常に大切なことだと基本的にはそう思います。先ほど、幼児など小さな子どものことがありましたけれども、どういう保育園を作ったらよいかということで九大の保育園を作る時だったと思いますが、やはり、親の声というのは親の都合が入るんですね。なので、必ず

しも子ども本来の意見というか、子どもにとってそれがいいのかどうかというのは、また、もう一つ別の問題としてあるような気がします。

古賀市で、子どもの何かに特化した子どもの権利条約等も踏まえた上で、いろいろな施策等に意見が述べられる段階があるのかどうかですね。なかなか、条約の立場は、やはり、子どもは発達の程度に応じて保護者が責任を持って子どもの意見を大事にするということになっていきますけれど、それを親がしてないというのも結構ある気がします。

(瑞慶山委員)

具体的な文言について、法律家的に表現すると、「子どもの利益のために」とか書くのが普通なんです。親とか別の人のものではなくて、子ども達のためにということ表現して、「子どもの利益のために」と書くことが多いのですが、日常用語としてはやや計算しているかのようなイメージをもたれる言葉だと思うのですがどうでしょうかということが1つと、それから、「地域や団体と連携した」というフレーズがありますけど、「保護者」というのをいれてもよいのではないかと思います。「地域」と言うと、保護者より住んでいる地域というイメージがありますので、子どもに関わる全ての大人達というニュアンスを出すために「保護者や地域、団体」というかたちでもいいのかと思います。

(横田会長)

「保護者や地域、団体」に変更ということですね。保護者を追加する方向でよろしいでしょうか。

子どもの意見をきくというのは、今も小学生等からは聞いてあると思いますが、全体の大枠の中で行政に汲んでいただきましょうか。

「保護者や地域や団体と連携した」というところで、修正していただく部分については、下から2行目ですね、「子どもが健全で安心して過ごせる環境を充実させるとともに、保護者や地域、団体と連携した」というところになります。

今、口頭で変更致しましたが、成文にしてみても、ここに点をうった方がいいとか、繋ぎがいかいという箇所があれば、最終的に中の文章が変わらない範囲であれば、私に一任させていただいてもよろしいでしょうか。事務局の方で案ができた段階で最終的にチェックをして、文書としては残しておきたいと思います。

あとは、今5点を案で出しましたが、それ以外に、私の意見が反映され

ていないとかいうこと等あれば教えていただけたらと思います。

それでは、答申案につきましては以上で審議を終了させていただきます。

その他になりますが、皆さんから何かございますか。

(守田委員)

園田委員にお聞きしたいことがあります。昨日か一昨日の新聞に岡山県のPTA連合会が解散すると記事が出ていたんですけど、昔、社会教育の部署にいる時にPTAを担当していたので、結構力を入れて、あの福岡市は区と全市のPTAが組織化されていて結構な人達が参加していたのですが、今はPTCAになっているんですかね。先ほど、参加人数が減っているということをおっしゃっていたのでどうなのかと思います。子どもにとってはものすごく大きな問題だと思いますけど。

(園田委員)

私は、社同推で、役員をさせてもらってしまして、社同推の総会議案をみていただいたら組織がありますが、昔はPTAとして各学校から代表者をだしていただいたり、子ども会育成会から代表で来ていただいたりしていましたが、2年程前に子ども会育成会から人をだせませんということで言われて、それだけ、各地域で組織自体がなくなっているということで、PTCAにも今年はお金をだせませんということをやられて、それでは、各学校はどんな状態ですかということで、社同推の役員の中で話をしたことがあるのですが、昔は、各学級で役員を3人決めていただいていた。その中で親の方のいろいろな講演会を企画して、そこに例えば、人権問題とか、子どもの問題とか、いろいろな問題を抱える、そういう選定を行っている。それをやっていただいて、全体は全体で、会長、副会長とかいう方がいらった時期もありましたけど、最初は、PTA会費を払うのがもったいないとかいうようなお金の問題もあったかもしれません。もう1つは、忙しすぎて、とてもじゃないけれども引き受けられないということで、一時期、役員さんになってもらうために一回目の授業参加が終わった後させてもらってたんですが、人が集まらなくなって、くじ引きが出てきたんです。それもちょっとおかしいのではないかというような話がいっぱい出てきて今の状態になってきており、もう今は古賀市の中でもそういう形態をとってるところ、各学級から3人ずつ出してもらって、そして全体で組織作ってというところはないのでしょうか。

(柴田市民部長)

現況を的確には、今わかっていないのですが、私も昔PTAの役員したことがありますけれども、もうその時から、やはりどうかすると、くじ引きだったり、じゃんけんだったり、みたいな決め方をしましたし、先ほど言われた市子連はもう解散しました。ですから、今やはりPTCAも、そもそもなり手がいないという状況はもうずっと続いていまして、まだ解散したという話にまで至っていないのですが、先ほど言われたように、やはり役員が出せない、人が出せないというような状況は聞いております。具体的に細かい状況までは把握してはおりません。

(園田委員)

僕の聞く話では、もう、役員さんの上の方の会長、副会長ぐらいは、決まっているけれど、それ以外の学級の組織は全く決まっていない状況があって、確かに、今の若い保護者の方というのは共働きで忙しい、そして子どもの習い事でバスケとか野球とかがあって、その役員はやっていただけるんですけど、PTAの方はどうしてしないといけないのかみたいなのがあったのかなと思います。親御さんと学校の先生とが協議して支えあっていた時代というのは子どものために一致して行っていたのですが、今は、PTA会費とかもしかしたら支払われているかもしれませんが、岡山みたいに、上部団体がありますね、県Pとか全国Pとか、その活動費のために、お金があったと思いますが、もう1つあるとすれば、学校安全会といって、子どもが事故にあったりとか怪我をしたりした時に出る保険みたいなのをPTAがやっていた。その関係で維持できているところもあるかもしれませんが。市なりと行政なりが半分ぐらい補助金でだしているところもありました。

(守田委員)

わかりました。ありがとうございます。今まで、PTAは子どもの問題にもものすごく重要な役割を果たしてきたので、4番のSNSの問題だとか、5番の子どもの居場所づくりの問題だとかと、親の当事者としての役割はものすごくあったはずなのだと思います。

(園田委員)

親御さん同士が繋がる機会が極端に減っているのは事実です。学級連絡網もなくなりましたし。

(守田委員)

その中でこの4番、5番をきちんと取り組んでいかなといけないという状況が、今ということになっていると思います。

(園田委員)

子ども同士でトラブルが起こって喧嘩したり怪我させたりとかしても、昔は、お詫びの品をもって、親御さんと一緒に謝りに行ったりとかあったと思いますが、今は、親同士の繋がりがないので、学校側が先に状況を把握して、なんでもしないといけないというような状況が続いている中、学校連絡網がなくなったり、組織自体がなくなったりする中で、先ほど言われたような子どもの居場所であるとか、子どもをとりまく保護者とか地域の環境が変わる中で、やはり人として育ててもらえれば差別をすとかいう気持ちにはならないと思うのですが、なかなかそれが難しい状況にあるということのも事実です。

(横田会長)

その他ですけど、他に何かございますか。

(岩城委員)

今の話と関連してですが、古賀市では自治会に加入しないとかいうようなことは風潮としてあるのでしょうか。民生委員さんになり手がいないというのが、今のお話とおそらく関連しているのではないかという気がしたので、ちょっと聞いてみたいのですけど。

(柴田市民部長)

自治会の加入者はやはり減ってってます。民生委員さんは、私が、過去に福祉課長をしたことがありまして、福祉課は民生委員の担当なんですけど、その時でフルの人数では確かなかったと思います。ですから、今現在もそうでないかと思います。細かい数字までは把握できておりませんけど。

(横田委員)

確かにそうです。行政区が45、6ありますけど、いろいろご事情はあるのでしょうか、なり手が少ないと聞いています。トータルとしてはちょっと少ないぐらいですね。確かに自治会加入率というのは年々下がっているように聞いていますけど、これも行政区によって結構ばらつきがありまして、入る方が少ないとは言いながら、皆さん頑張って地域の活動をいろいろされ

ているところもあると聞いています。

(岩城委員)

ありがとうございます。

(横田会長)

皆様からなければ、その他事務局からなにかございますか。

(人権センター業務主査)

本日までご出席いただきました委員のみなさまには、後日、報酬および交通費等を指定の口座にお振込みいたします。

また、7月に開催致しました、第1回審議会の報酬等につきましては、9月中に振込予定です。よろしくお願い致します。

続きまして、本日の会議録と修正後の答申書につきましては、作成次第、委員の皆様へお送りいたします。内容をご確認いただき、訂正等がありましたら、人権センターまでご連絡をお願い致します。

会議録は横田会長・守田副会長の、答申書は横田会長の承認をもって決定といたします。

また、決定しました答申書につきましては、会長から市長にお渡しします。10月頃を予定しておりますが、日時が決定次第、委員のみなさまにお知らせいたしますので、ご都合がよろしければぜひご参加ください。事務局からは以上になります。

(横田会長)

ありがとうございます。それでは、議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

(的野人権センター参事補佐兼人権教育・啓発係長)

横田会長、スムーズな議事進行ありがとうございました。
また、審議会委員のみなさまにおかれましては、熱心なご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度 第2回古賀市人権施策審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

【閉会】